

国自整第274号の2
令和6年3月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
(公印省略)

「「自動車整備事業に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、お知らせします。

国自整第 274 号
令和 6 年 3 月 28 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車整備事業に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 23 号）により、自動車特定整備事業者の遵守事項に検査整備用電子情報処理組織の使用に関する規定が追加された。

これを受け、「自動車整備事業に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成 18 年 3 月 2 日付、国自整第 127 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて（平成18年3月2日付け、国自整第127号）
の一部改正について 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>物流・自動車局自動車整備課長</u></p> <p>「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて</p> <p>自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け国自整第126号）（以下「処分基準通達」という。）において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6（略）</p> <p>附則（平成20年4月24日付け 国自整第16号）</p> <p>1. この通達は、平成20年5月1日以降に行われた違反行為に適用する。 ただし、次の改正規定は平成20年8月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>(1)～(4)④（略）</p> <p>⑤法91条の3 <u>〔則62条の2の2-1項-4〕</u> の改正規定（備考欄に係るものを除く。）</p> <p>⑥法91条の3 <u>〔則62条の2の2-1項-7〕</u> に「③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」を加える改正規定</p> <p>⑦法91条の3 <u>〔則62条の2の2-1項-9〕</u> を加える改正規定</p> <p>(5)～2.（略）</p>	<p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車局整備課長</u></p> <p>「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて</p> <p>自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け国自整第126号）（以下「処分基準通達」という。）において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6（略）</p> <p>附則（平成20年4月24日付け 国自整第16号）</p> <p>1. この通達は、平成20年5月1日以降に行われた違反行為に適用する。 ただし、次の改正規定は平成20年8月1日以降に行われた違反行為に適用する。</p> <p>(1)～(4)④（略）</p> <p>⑤法91条の3 <u>〔則62の2の2条1-4〕</u> の改正規定（備考欄に係るものを除く。）</p> <p>⑥法91条の3 <u>〔則62の2の2条1-5〕</u> に「③整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備」を加える改正規定</p> <p>⑦法91条の3 <u>〔則62の2の2条1-8〕</u> を加える改正規定</p> <p>(5)～2.（略）</p>

新	旧
<p>附則（平成23年3月25日付け 国自整第138号）（略） 附則（平成28年3月28日付け 国自整第430号）（略）</p> <p>附則（<u>令和2年4月1日付け 国自整第1号</u>）</p> <ol style="list-style-type: none">この通達は、令和2年4月1日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、別表1中、違反条項欄「<u>則第62条の2の2-1項-9</u>」中の備考欄の「不正改造の実施を依頼等した場合又はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合」及び違反条項欄「法第94条の5」に掲げる処分については、令和2年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。（略） <p>附則（<u>令和6年3月28日付け 国自整第274号</u>）</p> <ol style="list-style-type: none"><u>この通達は、令和6年10月1日以降に行われた違反行為に適用する。</u><u>この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。</u>	<p>附則（平成23年3月25日付け 国自整第138号）（略） 附則（平成28年3月28日付け 国自整第430号）（略）</p> <p>附則（<u>令和2年4月1日国自整第1号</u>）</p> <ol style="list-style-type: none">この通達は、令和2年4月1日以降に行われた違反行為に適用する。ただし、別表1中、違反条項欄「<u>則第62条の2の2条1-10</u>」中の備考欄の「不正改造の実施を依頼等した場合又はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合」及び違反条項欄「法第94条の5」に掲げる処分については、令和2年7月1日以降に行われた違反行為に適用する。（略） <p><u>（新設）</u></p>

新					旧				
別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数表					別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数表				
違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考	違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第29条 ～ 法第91条 の2[則第 57条]	(略)				法第29条 ～ 法第91条 の2[則第 57条]				
<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-1]</u>	(略)				<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-1]</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-2]</u>	(略)				<u>[則第62 条の2の2条 1-2]</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-3]</u>	(略)				<u>[則第62 条の2の2条 1-3]</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-4]</u> <u>法第99条 の2</u>	(略)				<u>[則第62 条の2の2条 1-4]法第99 条の2</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-5]</u>	(略)				<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-5]</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-6]</u>	<u>・エーミン グ作業の不 適切</u>	(略)			<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-6]</u>	<u>エーミン グ作業の不 適切</u>	(略)		
<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2-1項-6</u>	<u>・フロン類 放出違反</u>	<u>・フロン類放出禁止違 反</u>	<u>3点</u>		<u>(新設)</u>				

新					旧				
の2]									
法第91条 の3[則第 62条の2の 2-1項-6 の3]	・検査整備 用電子情報 処理組織の 安全性確保 違反	検査整備用電子情報処 理組織への接続に必要 な識別符号の不正な使 用	3点	次に掲げるものを含 む ・識別符号を当該事 業場以外の者に提供 し使用させた場合 ・他の事業場の識別 符号を使用し OBD 検 査又は OBD 確認を実 施した場合					
法第91条 の3[則第 62条の2の 2-1項-6 の4]	・検査整備 用電子情報 処理組織の 真正性確保 違反	①OBD検査及びOBD確認 に係る不正なデータを 送信した	10点	事故を惹起した場合 は30点/台 ①次に掲げるものを 含む ・なりすまし行為に より虚偽のデータを 送信した場合 ・不適合状態のもの を適合状態であるよ うにして虚偽のデー タを送信した場合					
		②独立行政法人自動車 技術総合機構又は軽自 動車検査協会において 基準適合性審査を受け るまでに OBD 検査又は OBD 確認作業後に OBD 検 査に影響がある整備及 び調整を実施又は依頼	5点						
		③自らの事業場におい て点検整備を行う又は 行った車両以外の車両 に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施した場 合	3点						
		④事業場外で OBD 検査	3点						

新					旧				
		<u>又は OBD 確認を実施した場合</u>							
<u>法第 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2 -1 項-7]</u>	(略)				<u>法第 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2 条 1-7]</u>	(略)			
<u>法第 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2 -1 項-8]</u>	(略)				<u>[則第 62 条の 2 の 2 条 1-8]</u>	(略)			
<u>(削除)</u>					<u>[則第 62 条の 2 の 2 条 1-9]</u>	<u>・フロン類放出違反</u>	<u>・フロン類放出禁止違反</u>	<u>3 点</u>	
<u>法第 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2 -1 項-9]</u>	(略)				<u>[則第 62 条の 2 の 2 条 1-10]</u>	(略)			
<u>法第 91 条の 3 [則第 62 条の 2 の 2 -2 項]</u>					<u>[則第 62 条の 2 の 2 条 -2 項]</u>				
法大 92 条 ～ 法第 100 条 -2 項	(略)				法第 92 条 ～ 法第 100 条 -2 項	(略)			
注 1-1～注 1-2 (略)					注 1-1～注 1-2 (略)				

新

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の2 -1項 ～ [指定規則第5条 -4項]	(略)			
法第94条の5 -1項	(略)	(略)		
	(点検・整備・検査不適切)	<u>⑦なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証を交付した。</u>	<u>10点/台</u>	<u>事故を惹起した場合は30点/台 注2-1</u>
		<u>⑧OBD検査をOBD確認モードで実施し適合証を交付した</u>	<u>3点</u>	
-4項	(略)	(略)		
	・検査員の不正証明行為	<u>④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証に証明した</u>	<u>二</u>	<u>解任命令</u>
(略)				

旧

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法第94条の2 -1項 ～ [指定規則第5条 -4項]	(略)			
法第94条の5 -1項	(略)	(略)		
	(点検・整備・検査不適切)			<u>(新設)</u>
				<u>(新設)</u>
-4項	(略)	(略)		
	・検査員の不正証明行為			<u>(新設)</u>
(略)				

新				旧			
法第 94 条 の 5 の 2 -1 項	(略)	(略)		法第 94 条 の 5 の 2 -1 項	(略)	(略)	
	(点検・整備・検査不適切)	③なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し限定適合証を交付した。	10 点/台		事故を惹起した場合は 30 点/台 注 2-1	(新設)	
	(略)	④OBD 検査を OBD 確認モードで実施し限定適合証を交付した	3 点			(新設)	
-3 項	(略)	(略)		-3 項	(略)	(略)	
	・検査員の不正証明行為	④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し限定適合証に証明した	二		解任命令	(新設)	
法第 94 条 の 6 -1 項 ～ 法第 100 条 -2 項	(略)			法第 94 条 の 6 -1 項 ～ 法第 100 条 -2 項	(略)		
注 2-1～注 2-6 (略)				注 2-1～注 2-6 (略)			